

道路運送法

1. 案内情報

手続名	: 特定旅客自動車運送事業者の事故の報告
手続根拠	: 道路運送法第43条第5項(第22条準用) 自動車事故報告規則第3条
手続対象者	: 特定旅客自動車運送事業者
提出時期	: 上記対象者が重大な事故をひき起こしたときから30日以内
提出方法	: 自動車事故報告書を作成し、事業者を管轄する運輸支局整備課(沖縄総合事務局陸運事務所整備課)窓口へ届出してください。
手数料	: 無し
添付書類	: 車両故障に起因する事故にあっては別途定められた「車両故障事故報告書添付票」を添付してください。また、運輸支局整備課窓口において要求のあった資料については別途添付してください。
申請書様式	: 自動車事故報告書(自動車事故報告規則別記様式(第3条関係))
記載要領・記載例	: 最寄の運輸支局整備課(沖縄総合事務局陸運事務所整備課)へお問い合わせください。

2. 窓口情報

提出先	: 各地方運輸局運輸支局整備課 沖縄総合事務局陸運事務所整備課
受付時間	: 申請書提出先にお問い合わせください。
相談窓口	: 申請書提出先